

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会の
会議の公開に関する規則（案）

平成27年5月 日
中央教育審議会実践的な職業教育を行う新たな
高等教育機関の制度化に関する特別部会決定

中央教育審議会運営規則（平成27年2月25日中央教育審議会決定）第4条第5項の規定に基づき、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会（以下「部会」という。）の会議の公開に関する規則を次のように定める。

（会議の公開）

第1条 部会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

- 一 部会長の選任その他人事に関する事項を議決する場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

（会議の傍聴）

第2条 部会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省生涯学習政策局参事官又は高等教育局高等教育企画課（この条において「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者（この条において「登録傍聴人」という。）は、部会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。

3 会議を撮影し、録画し、又は録音することを希望する者は、傍聴登録時に登録することとし、会議の撮影、録画又は録音は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 会議を撮影し、録画し、又は録音するに際しては、会議の進行の妨げとならないよう、部会長又は事務局の指示に従うものとする。
- 二 スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うも

のとする。

三 撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。

4 部会長は、登録傍聴人が会議の進行を妨げていると判断した場合には、退席を求める等の必要な措置をとることができることとする。

(会議資料の公開)

第3条 部会長は、部会の会議において配布した資料を公開しなければならない。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

第4条 部会長は、部会の会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、部会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

附 則

この規則は、部会の決定の日（平成27年5月 日）から施行する。